

第66号議案

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を
改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号。以下「特定農山村法」という。）」を削る。

第1条の2第1項中「、法人又は個人」を「、青色申告書（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第37号又は所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第40号に規定する青色申告書をいう。第4条及び第7条第1項において同じ。）を提出する法人若しくは個人又は連結親法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この条、第4条及び第7条第1項において同じ。）若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第4条及び第7条第1項において同じ。）にある連結子法人（同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。以下この条、第4条及び第7条第1項において同じ。））」に、「ソフトウェア業又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）」を「旅館業（下宿営業を除く。第4条及び第7条第1項において同じ。）、情報サービス業又は離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号。以下「離島振興法省令」という。）第1条に規定する事業」に、「離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号。以下「離島振興法省令」という。）第1条」を「離島振興法省令第2条第1号イ」に、「同条に規定する設備」を「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第2号又は第45条第2項の表の第2号の規定の適用を受ける設備

(一の生産等設備(ガスの製造又は発電に係る設備を含む。)であって、取得価額の合計額が離島振興法省令第2条第1号イ(1)又は(2)に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該(1)又は(2)に規定する額以上のものに限る。)に、「当該法人又は個人」を「当該法人若しくは個人又は連結親法人若しくはその連結子法人」に改め、同項第1号中「第2条」を「第3条」に改め、同項第2号中「離島振興法省令第1条第2項に規定する」を「製造の事業等の用に供する」に改め、「及び次号」を削り、「工場用の建物等」を「製造業用の建物等」に改め、同項第3号中「工場用の建物等」を「製造の事業等の用に供する建物」に、「除く。以下」を「除く。第4条第3号、第7条第1項第3号及び第8条第3号において」に改める。

第4条中「(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第37号又は所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第40号に規定する青色申告書をいう。次条及び第7条第1項において同じ。)」、「(法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この条、次条及び第7条第1項において同じ。)」、「(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第7条第1項において同じ。)」及び「(同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。以下この条及び第7条第1項において同じ。)」を削り、「(昭和32年法律第26号)第12条第1項」を「第12条第3項」に、「第45条第1項」を「第45条第2項」に、「を超える」を「以上の」に改め、同条第2号中「工場用の建物又はホテル用、旅館用若しくは簡易宿所用の建物」を「製造の事業等の用に供する建物及びその附属設備」に改め、「及び次号」を削り、「工場用の建物等」を「製造業用の建物等」に、「)及び」を「)並びに」に改め、同条第3号中「工場用の建物等」を「製造の事業等の用に供する建物」に改める。

第5条及び第6条を次のように改める。

第5条及び第6条 削除

第7条第1項中「第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域として過疎法第2条第2項の規定により公示された区域を含む。」を「第33条第1項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなった地区を除く。」に改

め、「第2号において同じ。」を削り、「(第1号において)」を「(以下この項において)」に改め、「供するため」の次に「、過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自治省令第20号。以下この項において「過疎法省令」という。) 第1条第1号イに規定する期間内に」を加え、「第12条第1項の表の第1号」を「第12条第1項の表の第1号の第2欄」に、「第45条第1項の表の第1号」を「第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第1項の表の第1号の第3欄又は第45条第1項の表の第1号の第3欄」に、「過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成12年自治省令第20号。第1号において「過疎法省令」という。) 」を「過疎法省令」に改め、同項第2号中「工場用の建物、情報通信技術利用事業の用に供する建物又はホテル用、旅館用若しくは簡易宿所用の建物」を「製造の事業等の用に供する建物及びその附属設備」に改め、「及び次号」を削り、「工場用の建物等」を「製造業用の建物等」に、「)及び」を「)並びに」に改め、同項第3号中「工場用の建物等」を「製造の事業等の用に供する建物」に改める。

附則第5項中「若しくは第5条第1号に規定する建物及びその敷地である土地の取得」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例(以下「新条例」という。) 第1条の2第1項の規定は、同項に規定する離島振興対策実施地域内において、青色申告書を提出する法人若しくは個人又は連結親法人若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、同項に規定する製造の事業等の用に供するため、平成25年4月1日以後に同項の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合について適

用し、この条例による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（以下「旧条例」という。）第1条の2第1項に規定する離島振興対策実施地域内において、法人又は個人が、同項に規定する製造の事業等の用に供するため、同日前に同項の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合には、なお従前の例による。

- 3 新条例第4条の規定は、同条に規定する半島振興対策実施地域内において、青色申告書を提出する法人若しくは個人又は連結親法人若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、同条に規定する製造の事業等の用に供するため、平成25年4月1日以後に同条の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合について適用し、旧条例第4条に規定する半島振興対策実施地域内において、青色申告書を提出する法人若しくは個人又は連結親法人若しくは当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、同条に規定する製造の事業等の用に供するため、同日前に同条の規定に該当する設備を新設し、又は増設した場合には、なお従前の例による。